

○総務委員会

---

平成30年2月6日（火曜日）

午後1時 0分 開会

午後5時15分 散会

---

○九里雄二委員長 三橋委員の質疑に際し、説明員として所管外の理事者であります廃棄物対策課長にこれより入室をしていただきます。

○三橋和史委員 日本維新の会の三橋でございます。よろしくお願ひいたします。

40分しかございませんので、質問した事項にのみ簡潔にお答えいただくよう、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、契約課長にお尋ねをいたします。

あらゆる公契約は、公正・公平が期されるべきことは当然であります。契約課の事務分掌といたしましては、契約事務を総括することも含まれているということで認識をしております。

これを踏まえまして、かねてより問題になっております新斎苑整備事業につきましては、プロポーザル方式によりまして、奈良市は現在、事業者を再募集している段階であります。当初の募集要項と再募集段階の募集要項を比較いたしますと、現地説明会に関する項目などが削除されております。公正・公平を期するというのであれば、当初募集段階の内容どおりに現地説明会を開催すべきであるものと考えます。この項目などを削ってしまうと、当初に参加を検討していた事業者のみが参加することができるようなものでありまして、事実上新規参入を阻害するような変更になっているものとお見受けいたしますけれどもいかがでしょうか。公平性を損なうような内容変更であるというふうには考えておりませんか。

○橋本光弘契約課長 三橋委員の質問にお答えいたします。

契約事務の総括に関することといたしますのは、適正な契約事務について主管課に対する指導等を行うこととなっております。そこでお尋ねいただいた、本来主務課で判断してもらう内容とはなりますが、再公募における要項の変更がある場合においても、全参加者に対して平等に機会を提供できているものであるならば、公平性・公正性は損なわれないものとして考えております。

以上です。

○三橋和史委員 当初募集段階の内容と再募集の内容では、道路面積が大きく削減されたり、水道設備の布設についても奈良市が実施するように変更されました。公共事業には客観的な積算根拠が必要であるというのは、もうこれは常識であると思います。当初募集が不調に終わったからといいまして、事業者の負担を軽減する方向で再募集を行うというのは、当初の募集段階での積算の根拠が崩れたと言わざるを得ないのではないかというふうに思っています。

再募集に係る積算、これを私ども日本維新の会といたしましても、担当部局の課長に資料提供を依頼いたしましたけれども、もう何週間もこれ放置されておきまして、いまだに情報提供がないという状況でございます。これはまさに、積算を示すことができていないと言わざるを得ません。当初の最高金額を上回っている状態で応募があり、失格ということになったからといいまして、その当初募集の募集内容から工事の大きい部分を減らすということになれば、事業者の言い値でこの事業を執行していくということにならないかということをご心配しております。公平性・

透明性を損なうような内容変更であると考えてはいないか、もう一度お尋ねしたいと思います。

○橋本光弘契約課長 質問にお答えいたします。

再公募における要項の変更がある場合におきましても、先ほどの答弁と同じものになるんですけども、参加者全員に対して平等に機会等が提供できているものというものであるならば、公平性・公正性というものは確保されていると考えております。

以上です。

○三橋和史委員 積算については、また場所を改めて確認していきたいというふうに思います。課長、ありがとうございました。

続きまして、行政の文書事務について、総務課長にお尋ねをいたします。

行政機関における事務処理は文書で行うことが基本とされていると思いますけれども、奈良市におけます文書マニュアルにおいても同様に定められているということで間違いありませんでしょうか。

○深村 浩総務課長 文書の事務の取り扱いについての御質問でございます。お答えいたします。

市が行う各種決定通知やその他の意思伝達行為は、原則的に文書で行っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 文書マニュアルにおいても同様ということで認識しておきます。課長、ありがとうございました。

国におきましても、公文書等の管理に関する法律により、行政機関における意思決定過程などについて文書を作成しなければならないというふうに規定されております。奈良市におきましても、奈良市文書取扱規程により、合議等の方法について、また文書の回議方法について、事務取扱方法が詳細に取り決められております。

それを踏まえまして、廃棄物対策課長にお尋ねいたします。

日常の事務を遂行するに当たりまして、先ほど申し上げました奈良市文書取扱規程をお読みになったこと、これでございますでしょうか。

○鈴木啓也廃棄物対策課長 三橋委員の質問にお答えいたします。

文書取扱規程のほう、読んだことがございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 ありがとうございます。

まず、経緯の説明も含めまして、ちょっと質問の内容を変えますけれども、平成27年9月7日、京都府知事は、奈良市と隣接する京都府木津川市内に産業廃棄物処理施設最終処分場の設置に関する許可処分に係る審査の一環として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第5項の規定によりまして、施設の設置に関し、生活環境の保全上の見地から奈良市長に意見聴取を行っております。

当該施設は、木津川市内に位置するといいますが、ほぼ府県境でありまして、その計画に基づく進入路全てが奈良市内の県道を使用するものであり、現にそういう状況になっております。

住民の皆さんが影響を受けておりますのは、奈良市がクリーンセンター移転計画を進めてきた中ノ川町及び東鳴川町であり、奈良市の一般廃棄物処理施設に向かう道路にパッカー車が通れば、交通渋滞などの生活環境の保全上影響があるということも一因であるとして、昨年、市長が勝手に移転断念を表明された付近のことでございます。それが今や、ダンプカーがよく通る道路となってしまっています。県道といえども、付近住民の皆さんにとっては生活道路そのものでありま

す。もちろん、奈良市長は、前述の京都府知事に対して意見を付して回答されたのでしょうか。どうでしょうか。

○鈴木啓也廃棄物対策課長 お答えいたします。

当該照会に対しまして、意見はなしということでお答えしております。

以上でございます。

○三橋和史委員 平成27年10月15日、奈良市長は京都府知事に対して、意見はありませんと文書で回答しております。生活環境上における交通の観点からは、一体どのような審査を加えられたのでしょうか。どのような形で、手続論についてお答えください。

○鈴木啓也廃棄物対策課長 お答えいたします。

関係各課ですね、建築指導課、開発指導課、交通政策課、当時の環境政策課に意見を聞きまして、その意見を受けまして回答しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 交通の観点からは、交通政策課に合議をしたという答弁だというふうに思います。

私の調査によりますと、奈良市環境部において、ずさんそのものの文書事務が行われていることが発覚しております。同日付で廃棄物処理対策課長は、交通政策課長などに合議をしておりますけれども、それぞれどのように、文書をもってなのか、口頭をもってなのか、どのように回答を得たのでしょうか。

○鈴木啓也廃棄物対策課長 お答えいたします。

当時の産廃課のほうからは文書のほうで照会をいたしましたが、回答につきましては口頭のほうでいただいております。

以上でございます。

○三橋和史委員 課長から回答を得たんですか。

○鈴木啓也廃棄物対策課長 課としての意見は、担当の職員のほうから得ております。

以上でございます。

○三橋和史委員 廃棄物対策課長が合議をしておりますのは、先ほども説明にございましたように、開発指導課、建築指導課、環境政策課、交通政策課の4課であります。それぞれ口頭での回答をもってその手続としていることが判明しております。しかも、今回問題になっている分野の市民生活部交通政策課については、再任用職員が口頭で意見なしと回答したことをもって、奈良市における当該分野の審査としております。

奈良市文書取扱規程では、ほかの部に関係のあるものは、関係主管課長の合議を得て主管部長の決裁を受けることとされています。おかしいですね。いつから奈良市は、部長の決裁権限を再任用職員が行使することになって、しかもそれに異議を唱える管理職が環境部に誰もおらず、最終的には奈良市長の見解として京都府知事に通知されてしまっている。その結果、奈良市民であるその付近の近隣住民の皆さんは、日々行き交う数多くのダンプカーに生活が今悩まされている状況、これが作出されているんです。環境部長にも決裁を経ないということで間違いありませんでしょうか。

○鈴木啓也廃棄物対策課長 課長専決でございます。

○三橋和史委員 先ほどの答弁だったら、奈良市文書取扱規程、これに基づけば、環境部長の決裁が要るんじゃないんですか。

○鈴木啓也廃棄物対策課長 当時の判断としまして、各関係課に照会をしまして、関係課からの回答をいただいておりますので、担当課として専決をしたというものでございます。

○三橋和史委員 交通政策課も、当時そのような合い議があったということは認識していないということでございます。交通政策課長も聞かされていなくても無理はないでしょう。再任用職員が課長権限のみならず部長権限を行使して、しかも廃棄物対策課長が文書取扱規程を無視して、それをよしとしている、そんな状況は夢にも思わないと思います。

当時の開発指導課、建築指導課、環境政策課、交通政策課、これいづれも口頭で、しかも課長の決裁あるいは部長の決裁、これを得ずに回答を得たとして、廃棄物対策課はこれを意見なしというふうに認めて、京都府知事に奈良市長の見解として意見なしということで回答をしているんです。当時の廃棄物対策課長は今の鈴木課長ではないかもしれませんが、もしそうであれば、内部の事情として、鈴木課長にはお気の毒ですけれども、人事異動があったからといって、外部的な責任が廃棄物対策課長という役職から消滅するわけではございませんので、文書事務の手續上においても、今私が申し上げたこの議論を踏まえまして、奈良市のこの件に関しまして意思形成過程に瑕疵があったということは、しっかり今認識されているのでしょうか。

○鈴木啓也廃棄物対策課長 お答えいたします。

当時は、各課の照会に当たりましては、環境アセスメントの書類を渡して、手渡しでやってということで、担当職員からではありますけれども、課の意見としてもらってというのは聞いておりますけれども、今思えば、やはり文書で渡したのでありますから、文書で回答をもらってというような判断もあったかと認識をしております。

以上でございます。

○三橋和史委員 答弁は正確にお願いしたいんですけれども、私は文書事務の手續上において、奈良市の文書取扱規程等に照らして、奈良市のその意思形成過程に瑕疵があったという認識をちゃんとしているのですかということを尋ねているんです。もう、はいかいいえで答えられるものだと思うんですけれども。

○鈴木啓也廃棄物対策課長 合い議という方式ではとってなくて、相手課長に対して文書を送って返してもらうという形をとってございまして、ちょっとその辺、合い議ということではないですけれども、確かに今思えば、部長決裁とかのほうが正しかったようにも思います。

以上でございます。

○三橋和史委員 合い議ということで先ほど課長、おっしゃったと思うんですけれども、合い議の方法はちゃんと規程で決まっているじゃないですか。それに基づいてされていないということは、意思形成過程に瑕疵があったということではないんですか。

○鈴木啓也廃棄物対策課長 合い議というのは、起案を持って各課を回るんですけれども、今回の場合、各関係課長のほうへ文書照会しまして、本来であれば文書で回答をもらったらよかったんでしょうけれども、それをしていないということで、その辺はちょっと合い議とは違うと思うんですけれども、確かに部長専決のほうが正しかったように今思っております。

以上でございます。

○三橋和史委員 部長専決のほうが正しかったというような答弁じゃなくて、奈良市の当時の再任用職員の判断だけで、それを交通の分野に関して、それを文書も得ずに意見なしというものをもってして、この分野で意見なしと。総合的に検討して、そして奈良市長が京都府知事に文書でもって意見なしということで回答をしている。これは、奈良市の意思形成過程に瑕疵があったと認

識しているのですかという質問ですので、ちょっと正確に答えていただかないと。何度も同じような質問をさせるのは審議妨害じゃないですか。しっかりと答えてくださいよ。

○鈴木啓也廃棄物対策課長 少し委員のお話とは違うかもしれませんが……（三橋和史委員「いや、違う話は要らない」と呼ぶ）はい。当時は、書類上は当時の担当職員から意見をもらったように書いていますが、課としての意見は、あの当時の判断としてはもらったと。課としての意見はもらったと。誰が聞いたかというのは担当職員から聞いたということで、当時の判断としてやっておりました。

○三橋和史委員 課としての意見をもらったとかじゃなくて、奈良市のこの文書取扱規程に照らせば、部長の決裁が必要なんでしょう。私もこれ持っていますよ。これ部長の欄、斜線を引いて部長の印鑑はないじゃないですか。これを文書事務の取扱上の瑕疵と言わずして何と言うんですか。瑕疵があったんではないんですか。そこはお認めになったらどうなんですか。

○鈴木啓也廃棄物対策課長 その件につきましては、瑕疵があったというふうに考えます。以上でございます。

○三橋和史委員 行政だからといって、過去に行った全ての事務が正しいと言わないといけないという決まりはどこにもないんですよ。誤ってれば、しっかりとその誤りを認識していただいて、それを改善する、そういう姿勢が求められるんだというふうに私は思っております。もう、課長、答弁結構ですので。文書事務を統括する主管課として、総務課長にも意見をしておきます。

奈良市職員の文書事務レベルの向上に対する取り組み強化、これ少なくとも全ての部署の管理職、これが文書事務を徹底できるよう、ぜひ指導、またその仕組みづくりをしていただきたいというふうに思います。

次の質問テーマに移りたいと思います。法制事務に関する質問に移ります。法務ガバナンス課長、よろしくお願いいたします。

奈良市子ども園設置条例の改正条例が成立していない段階で、奈良市が受け入れ児童の抽せんを行ってきたことには違法があるというふうに、私は従前から指摘してまいりました。子ども未来部長は、条例改正手続を早めるよう対応を改めると答弁されましたけれども、一方で、抽せんは奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に基づいて行ったものだという答弁をされましたが、行政法の基本的な理解に奈良市として相違があつてはいけませんので、改めてお尋ねをいたします。

一般的に法律や条例は行政法上、組織規範、規制規範、根拠規範に分類されることは御存じであろうというふうに思います。組織規範や規制規範が存在しても、法律による留保論から検討いたしましたとしても、今回の場合においては、根拠規範がなければ抽せんは行い得ないということになります。この点について、さきに示された子ども未来部長の見解について、補足すべき点があれば見解をお示しいただきたいと思います。

○中村 仁法務ガバナンス課長 三橋委員の質問にお答えいたします。

去る12月11日の補正予算等特別委員会において、基準条例に定める基準に従って運営されなければならないことから、この条例に基づいて募集等を行っている旨の答弁をさせていただいたのは、委員お述べのとおりです。

今、委員から説明がありましたとおり、この設置条例と基準条例の関係を考えますと、設置条例については根拠規範に当たり、基準条例については規制規範に当たるものと考えます。このことから、根拠規範である設置条例を整備した後に園児の募集を開始し、規制規範である基準条例

を定めたところに従いまして、こども園が運営される必要があるものと認識しているところであります。今後は、先日も答弁いたしましたとおり、園児募集前に条例提案をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 抽せんを行うに当たりましては、事前の条例改正が必要であるということがよくわかる答弁でありました。ありがとうございます。

次に、先般、奈良市が木津川市と連携協力を深めるための包括協定を締結しましたがけれども、その直前に私ども議員にも情報提供がございました。私から指摘をさせていただいて、法制部門のチェックを改めて加え、一部文言について訂正をしたというように伺っております。行政経営課長と担当の参事において速やかに対応していただいたのでよかったですけれども、これに限らず行政事務は広範に及びますけれども、一般市民法秩序に関連があるような協定、覚書あるいはその他の名称をもってするを問わず、法的拘束力のある文書を外部と締結するようなもの、あるいは市民等の権利・義務にかかわる、権利・義務に影響するような業務について、法務部門が積極的にリーガルチェックを加えていくべきものというふうに考えますけれども、奈良市としては今後どのように対応していく方針でしょうか。

○中村 仁法務ガバナンス課長 質問にお答えいたします。

現状におきましては、委員お述べのとおり、当課の業務体制、チェック体制としては、積極的に各課のほうに伺ってチェックしているという体制ではございません。各課から相談がありましたら対応するという現状になっております。

市の業務については法令にかかわるものが大半ということで、全てをカバーするのが困難であるというのが実態であります。ただし、今後におきましては、市民生活に影響があるもの、例えば権利・義務にかかわるような業務についてチェックをしていく必要性があるかと考えます。効率的・効果的な方法について考えてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○三橋和史委員 私が議会に入りましてから、先ほどの保育所・幼稚園の問題、また選挙管理の問題、新斎苑やクリーンセンターの問題、税務に関する問題、また文書事務の問題、数々の法的な問題点に関する指摘を行いまして、大きく改善していただけたものと、そのまま放置されているものがあるわけでございますけれども、率直に申し上げまして、市職員のリーガルマインドの向上に向けた取り組みをしていただきたいというふうに考えております。

少なくとも、先ほども申し上げましたけれども、各部署の所属長、また各担当者においては、それぞれの担当業務にかかわる法令・例規を全て理解した上で業務に当たっていただくということが当然であるというふうに思っております。もちろん、現状でそのように職務に当たっておられる職員の皆さんも多くいらっしゃるのだと思いますけれども、そうでない職員も、管理職も含めて多数いるということは事実であろうというふうに思います。一朝一夕には実現できるものではないでしょうから、行政法の基礎に関する研修、また採用試験や昇任試験等、あるいは人事評価などを通じまして、客観的な指標を用いて、各職員の法務能力の把握及び向上に生かしていただきたいと思いますというふうに考えております。いかがでしょうか。

○中村 仁法務ガバナンス課長 お答えいたします。

現在、リーガルマインドの向上につきましては、庁内ネットワークを通じまして、不定期ではありますが、弁護士であります特定任期付職員が作成しています資料を配信して啓発に努

めているところです。今後につきましては、不定期となっているものを一定の頻度で配信するであるとか内容を精査するとかいうことで、また全庁の浸透に努めてまいりたいと思います。

現状においては、今、一方的な配信に終わっていますので、今後については、受け手の側のこととも考えまして、一方的な配信に終わらず、アンケートをとったりして習熟度をはかったりとか、職員のニーズや希望なんかを聞いたりとか、一定のやりとりをしながら、双方向性を持たせたものを作ってまいりたいと考えております。また、今後は講義などの研修なども含めて、人材育成の観点から、研修といったものも含めて、効果的なものとなるようにやってまいりたいと考えます。

以上でございます。

○三橋和史委員 はい、ありがとうございます。

もう既に、そういった能力にたけていらっしゃる職員さんも多くいらっしゃると思いますので、そういった方々においては過度な負担にならないような取り組みを、ぜひ工夫をしていただいて取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、副市長に税務従事職員に関しまして、お尋ねをいたします。

総務省による地方公共団体定員管理調査の定員管理診断表に基づき、奈良市定員適正化計画にも記載しております人口規模等に応じて算出した奈良市税務部門のモデル職員数は120名程度。それに対して、実際の職員数は90名前後で推移しております。超過率に換算いたしますと、奈良市の場合は、標準的な税務職員数に比べてマイナス30%にもなります。税務職員数が少な過ぎるという実態が見てとれます。

現場の職員の皆さんは、日々職務に精励されていることと思いますけれども、職員の配置が不十分であることによって、徴税事務にも影響しているというような事実はありませんでしょうか。

○向井政彦副市長 本市におきましては、今まで市全体として正規職員数の適正化を図る中で、正規職員に加えまして非正規職員、いわゆる非常勤嘱託職員とか臨時職員の活用を図ってまいりました。税務部門におきましては、地方税法によりまして、徴税吏員が行う公権力の行使に当たらない業務や、公権力の行使に関連する補助的な業務を行うことで、徴税コストの低減や徴収率の向上を図るなど、効率的な業務運営を行っているところでございます。

また、一方で、徴収部門の体制強化ということで、一般任期付職員として、ノウハウのある国税OBの徴収業務指導員、そして滞納徴収員を配置しております。29年度も新たに採用いたしまして、体制強化を図っているところでございます。

○三橋和史委員 さきの決算審査等特別委員会において示されました平成28年度不納欠損一覧（理由別）という資料によりますと、課税処理されているにもかかわらず消滅時効にかかっているものが5,646件、金額に直しますと5765万3607円にも上っております。しかも、その理由は、徴税吏員が不足しており滞納整理が間に合わなかったというものであります。租税の適正さに著しい問題が生じている実態が明らかになっているというふうに、私は認識しております。

世界では、古くから行政による恣意的な租税をめぐりまして、清教徒革命とかフランス革命とか、そういった市民革命にも至った経緯がございまして、中世ヨーロッパの時代には、もう既に今日に通ずる議会が誕生していたということでございます。議会というのは、言うまでもなく、行政権の恣意的な租税の運用を排除するために生まれたという経緯があります。今日においても、議会の第一義的な役割であります。

国会が制定した法律に基づいて課税・徴税すべき責任が奈良市長にあるにもかかわらず、徴税

吏員が不足しており滞納整理が間に合わなかったというような状況では、議会軽視、国会軽視、また法律軽視だというようなそしりは免れないというふうに思います。

昨年の9月ごろに私がこの点を指摘して以降、当然ながら来年度、平成30年度に向けて、人事施策にこの点を是正することを検討されてきたものと思われましても、現時点でどのような内容の検討がなされ、どのような方針であるのか、お答えいただきたいといます。

○**向井政彦副市長** 確かに、委員御指摘のように、税というのは、行政、自治体においても非常に重要なものであるということ、一番重要だというふうには認識をしております。

正規職員と非正規職員、この辺のベストミックスというんですか、それが重要だとは思っております。効率的で効果的な人員配置をどのようにするのか、一方で定員適正化計画もあるわけですが、おっしゃいますように、適正な課税業務、それから滞納処分、これはしっかりやっていく必要がございます。現在、来年度に向けて、これからまた人事異動にも入りますが、必要な人員の補充やノウハウのある――先ほど申し上げましたような外部人材の採用、その辺も十分検討していきたいと思っております。

○**三橋和史委員** ぜひ前向きに検討して、適正課税、適正徴収に努めていただきたく思います。

次に、滞納整理課長にお尋ねをいたします。

人事政策上においても検討をされているということで、今、副市長から御答弁いただきましたけれども、税務部門においても事務の効率化、これに工夫を凝らして取り組まれてきていることと思われまします。具体的にどのような工夫が行われているのか、お聞かせいただきたいといます。

○**大井克也滞納整理課長** 三橋委員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの副市長のほうからの答弁にもございましたけれども、平成26年度より国税OBのほうで徴収指導員として2名採用させていただいております。そして、それによって滞納処分を中心とした徴収強化を図ってきているところでございます。また、28年度からは、徴収事務に精通した国税OBを滞納徴収員という形で2名採用し、困難、また高額事案の徴収強化を図ってまいってきているところでございます。なお、今年度におきましては、徴収指導員を総勢3名、滞納徴収員4名の体制で徴収強化に向けて働きかけているところでございます。

事務の効率化につきましては、平成27年度より徴税吏員の事務補助を行うための嘱託職員を採用することで、徴税吏員の調査等の事務量を減らし、効率的な滞納処分の執行に向けて努めているところでございます。

以上でございます。

○**三橋和史委員** 丁寧な御説明、ありがとうございます。

徴税事務に当たりましては、滞納者に対して督促や催告をしたりすることは日常的に行われ、またその件数も多数に上っていることというふうに思います。中には、督促状や催告状が送達されているにもかかわらず、納税者がそれに気づくことなく郵送物を廃棄してしまっているという事例が非常に多いものと、私は元県職員として、わずかな期間ではありましたが、税務を担当してきたこともございますので、経験則的にも認識しておりますし、奈良市においても実際上そうであると思っておりますが、その点の事実関係はいかがでしょうか。

○**大井克也滞納整理課長** お答えさせていただきます。

事実、督促状等の送達について確認できていないという御意見がある場合もございます。

以上でございます。

○**三橋和史委員** そういう件数が何件か、全体の滞納件数が何千件ですので、そのうちのたとえ1



割とかでも何百件ということに及びます。その分の事務が軽減できれば、かなり徴税吏員の皆さん、また税務職員の皆さんの事務軽減にもつながるのかなというふうに思います。

そこで、提案でございますけれども、奈良県では県税の適正徴収の一環といたしまして、催告状などの封筒にこのようなデザインを施して郵送する取り組みを数年前に開始されたところでございます。（三橋和史委員資料を示す）1度目こちら、2度目こちらということで、封筒がかなり目立つようなデザインに変更されました。

片や、今、奈良市の督促状、催告状をお送りされているような封筒はこちらでございます。（三橋和史委員資料を示す）やはり一目瞭然で、納税者のもとに、ポストに送達されたときに、やはり認識度合いが違うと思います。これによりましたら、先ほど課長おっしゃったような、送達されているにもかかわらずそれに気づいていらっしやらない納税者、これも一定割合いらっしやると思いますので、そういったところの事務軽減が望めるのではないかなというふうに思います。

私も、これについては、かつての同僚議員とともにこの企画検討を行ってきたうちの1人でございますけれども、現在の奈良県の税務課の役職者の方の話によりますと、その効果は非常に大きく出ているということです。

整理いたしますけれども、滞納者については、大きく分けて2つのパターンを考えることができる。一つには納税の意思や資力のない場合、もう一つには、滞納者が自分自身が滞納状況にあるということを認識できていないという場合です。先ほど申し上げました、郵送物が送達されていない、されているけれども、その内容を確認していないというような場合。これは後者の場合でありますけれども、これが実は一定割合、非常に多いということで私は認識しております。

本来、徴税吏員、自力執行権等が与えられて徴税の事務をしていく、滞納処分に入っていくというものについては、資力があるのに納税意思のない者について、これが生かされるんだろうというふうに思っております。奈良市が現在滞納案件として認識している件数、これが数千件ということで先ほど御紹介申し上げましたけれども、これの一定割合いらっしやいましたら、かなりの数これが解消するというところでございます。

このパターンを少しでも解消するだけでも、徴税吏員の事務負担を大きく軽減されるものというふうに繰り返し指摘させていただきますけれども、納税の意思及び資力もある納税者にとっても、知らない間に、この封筒を見過ごしてしまったということで、知らないうちに自身の財産が差し押さえられたというようなこともなくなるわけでありまして、事務を少し改善するだけで、市職員の方の負担軽減という観点からも、また市民サービスの向上という観点からも、メリットのある取り組みであるものと考えますので、ぜひ実現に向けて、奈良市においても前向きに取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○大井克也滞納整理課長 御質問にお答えさせていただきます。

まず、封筒を目立つものに変えることで一定の成果を得ているという委員からの御指摘でございますので、今ありましたように、奈良県を初め先進事例等を参考にしながら、実現に向け調査・研究をいたしまして進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 ありがとうございます。

ぜひ、前向きに、実現に向けて検討いただきたいと思います。

次に、延滞金の把握について、続いて滞納整理課長にお尋ねいたします。

さきの決算審査等特別委員会でも指摘いたしましたけれども、延滞金について事後調定を行っていたことが発覚した点に関してお尋ねをいたします。

これは、市が税債権を把握していないという点で、通常では理解できない実態でありまして、少なくとも本税が確定している部分の延滞金については、市の債権額として担当部局で明確に把握して、その情報を公開すべきであるという指摘を私は繰り返し行ってまいりました。その後、御理解いただき、対応について改善を検討されましたでしょうか、お答えください。

○九里雄二委員長 三橋委員、時間が来ていますので、答弁いただいて、16分からですから、今でちょうど40分たっていますので、じゃ答弁いただいて。

○大井克也滞納整理課長 お答えさせていただきます。

本税が納められて金額が確定した延滞金の把握についてでございますが、延滞金を適切に管理し、税負担の公平性を確保するためには、金額が確定した延滞金の把握は必要であろうという観点から、総合税システムで把握できるようにいたしました。

以上でございます。

○九里雄二委員長 議事の都合により、会議時間を5時30分まで延長いたします。

○三橋和史委員 ありがとうございます。

最後にいたします。

少なくとも金額の公表をするという方針であられて、その具体的方法を検討中ということによくわかりました。対応を改めていただくということについては、非常にすばらしいというふうに思います。

ただし、ほかの地方公共団体においても監査により指摘されている点でもありまして、地方税法の趣旨からして、金額の確定している債権については速やかに調定すべきことが明らかでありますので、決算調書においても調定額として記載すべきであるとも思っておりますので、引き続き具体的方法の検討をよろしくお願い申し上げます。

時間がまいりましたので、以上で私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。